

説明書

(令和5年8月14日作成)

(不誠実対応①)

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が吹田警察に悠生君に会いにくる約束を直前に反故にした理由の一つとして、悠生君の捜索に水中ドローンを使用するが、生じた費用を全て当社(アルプスの森(施設長:宇津慎史))が負担するように要求されたと事実とはまったく異なる主張をしてきた。

(詳細事項)

悠生君の捜索は難航した。遺族が最も心配したのは、悠生君の体が海に流れ出てしまうことであった。この為、肉眼では観測できないくらいに河川の幅の広いところは、空中ドローンを導入し潮の満ち引きのタイミングを考え、朝と夕方にドローンを実施していた。

空中ドローンの実施は大阪にある専門業者が自社の保持するドローンをそのまま使えるため検討後、直ぐに導入できた。警察も消防も、河川事務局も非常に悠生君の捜索に協力的に動いてくれていたので、ドローン導入の許可も直ぐに下りた。

しかし、水中ドローンに関しての使用許可は直ぐに、警察からも、消防からも河川事務局からも頂いたものの、直ぐに導入できるドローンを持っている専門業者が無かったため、空中ドローンを実施してくれている業者を通して、東京から水中ドローンを取り寄せての導入を予定していた。

そのような状況下において、あまりにもアルプスの森(施設長:宇津慎史)が誠意ある態度を悠生君の捜索において見せないため、遺族がちゃんと真摯に事故に向き合って欲しいとの要望と憤慨している事を伝えるため、令和4年12月15日に児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に電話している。

この時の電話の発言が酷いとアルプスの森(施設長:宇津慎史)側は、翌日(令和4年12月16日)の悠生君が吹田警察署に来た時に遺族側がかけた電話において、悠生君の母親に謝罪要求している(不誠実対応①の内容)。

この令和4年12月15日に児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に対してした電話において悠生君の父親が、水中ドローンの費用を一部負担して欲しいと遺族が依頼したのは事実である。悠生君の捜索において空中ドローンは既に導入しているが、水中ドローンは直ぐに対応できる業者が大阪にないため、東京から取り寄せている。いつまでドローンの捜査が必要か解らないとも説明した。

しかし実際には導入までの手間と時間がかかったので、急いだものの実際にちゃんと水中ドローンでの捜索が開始できたのは15日の夕方からであり、16日には悠生君は見つかっているので、ドローンの運行費用としては空中ドローンに比較し、殆どかかっていない。

そのような状況下にも関わらず、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は以下のような、内容を回答書に記載してきた。すなわち、水中ドローンの費用を不正に請求され、困惑させられたことも悠生君との面談の約束を反故にした理由であると述べてきた。

また、同月15日には、多数の消防士や警察官等が捜索に加わっている中で、清水悠路様より、捜索のために水中ドローンを使用するが、生じた費用は全て当社が負担するように要求されました。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

結局、遺族側が期待した悠生君の捜索に、アルプスの森(代表者:宇津慎史)が、真摯に向き合うことはドローンの費用に関してですら無かった。この回答書(令和5年3月16日付)に対する遺族からの返事は以下内容である。如何に遺族側がアルプスの森(施設長:宇津慎史)の対応に失望してきたかが解れると思われる。

ドローンの費用に関する記載にも悪意が感じられる。

「アルプスの森」側からの誠意が全く感じられない状況が続いたため、誠意を見せて欲しいと悠生君の父親が懇願したところ、宇津雅美氏が「金ですか?」と言ってきたので、お金もその一つかも知れない。お金であれば、悠生君の捜査に必要な費用を協力して欲しい。

悠生君の捜査のために、肉眼で観察困難な川幅の広い下流に関しては既に空中ドローンを導入している。悠生君が入ったと考えられる部位においては、水中ドローンも実施したいのだが、大阪には直ぐに対応可能な水中ドローンの貸し出し業者が居ない。従って、今は、東京から水中ドローンを取り寄せている段階。東京から水中ドローンが到着したらすぐにも、捜査を開始するので、こちらの費用を補助して欲しいと述べた。

従って、ドローンの費用のうち水中ドローンの費用の負担を依頼したまでであり、「捜査のために水中ドローンを使用するが、生じた費用は全て当社が負担するように要求されました。」の記載は、そもそも捜査に空中ドローンの費用に関しては請求していないことはあえて言及していない。

さらには、当方は、誠意ある行動を「アルプスの森」側がとるのであれば、悠生君が発見された後、かかった費用に関し自発的に尋ねてくるものであると思い、あえてこちらからは一切の請求は行っていない。しかしながら、やはり「アルプスの森」側からは費用に関しての問い合わせは今現在に至るまで一切ない。結局、悠生君捜査の為に「アルプスの森」側が誠意を見せることは、水中ドローンにおける費用に関してもなかった。それどころか回答書(令和5年3月16日)において、「要求された」と悪意ある記載をしている。

(回答書(令和5年3月16日付)に対する返答より一部抜粋)

またこれに対する返事としては、以下の回答書がアルプスの森(施設長:宇津慎史)より送

られてきた。

清水悠路様の水中ドローンの費用負担に関するご発言が記載されていますが、宇津が聞いた内容と齟齬があります。

この点に関する当方の主張は令和5年3月16日付回答書により、述べさせて頂いたとおりです。

費用に関しての問い合わせが今現在に至るまで一切ないとのこと指摘については、当事者双方に代理人弁護士が付いている場合、損害賠償請求権の行使はこれを行う方の代理人から行われるのが一般であり、実務上はこのような手順となるのが通常と思われまます。

当社は、令和4年12月27日に、当時清水様の代理人を努めておられた代理人弁護士お二人に、当社が損害保険会社に加入していることと、その保険会社名もお伝えしておりました。

清水様の代理人弁護士からはドローンの費用について請求は無く、清水様からの令和5年1月26日付書面にもドローン請求に関する記載は無かったため、今日に至っております（但し、請求があったとしても、損害保険会社の判断等によって無条件に応じるというわけではございません。）。

（回答書(令和5年7月7日付)より一部抜粋）

水中ドローンの費用そのものは大した額ではない。遺族としては損害賠償請求というかたちでなく（少額ではあるが、損害保険会社でなくアルプスの森(施設長：宇津慎歴史)が負担する）ことで誠意を見せて貰いたかっただけなのだが、やはり、アルプスの森(施設長：宇津慎歴史)に誠意を期待するのは無理なようである。